

岩倉市視覚障がい者歩行訓練事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、視覚障がい者の社会参加の促進を図るため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第3項第3号に掲げる事業として、岩倉市視覚障がい者歩行訓練事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、歩行訓練とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 手引き誘導歩行の訓練
- (2) 白杖を使用する歩行方法の訓練
- (3) 信号交差点の横断方法の訓練
- (4) 混雑地の歩行方法の訓練
- (5) 公共交通機関の利用方法の訓練

（実施主体）

第3条 事業の実施主体は、岩倉市とする。ただし、事業の実施に当たって、事業を適切に運営できる者（以下「受託事業者」という。）に事業の全部又は一部を委託することができる。

（対象者）

第4条 事業の対象者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき、岩倉市住民基本台帳に記載されている者であって、現に本市に居住しているもの
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳（同法別表第1号に規定する視覚障害に係るものに限る。）の交付を受けている者
- (3) 更生意欲を持ち、訓練の効果が見込まれる者

（事業の内容）

第5条 事業の内容は、対象者に対し、歩行訓練士（国立障害者リハビリテーションセンター学院の視覚障害学科を卒業し、又は社会福祉法人日本ライトハウスの視覚障害生活訓練等指導者養成課程を修了した者をいう。）を派遣し、歩行訓練を実施するものとする。

- 2 事業の利用時間は、1回につき2時間程度とする。
- 3 事業の実施期間は、申請のあった年度中とし、利用回数は、1人につき原則としてその期間内において12回を限度とする。
- 4 福祉事務所長が、歩行訓練の実施の状況を鑑み、継続して歩行訓練を行う必要があると認めたときは、前項に定める事業の実施期間を翌年度末まで延長することができる。

（利用の申請）

第6条 事業を利用しようとする対象者又はその保護者（配偶者、親権を行う者、後見人その他の者で対象者を現に保護する者をいう。）（以下「申請者」という。）は、岩倉市視覚障がい者歩行訓練事業利用申請書（様式第1）を福祉事務所長に提出するものとする。

（利用の決定）

第7条 福祉事務所長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、利用の可否を決定し、岩倉市視覚障がい者歩行訓練事業利用決定・却下通知書（様式第2）により申請者に通知するものとする。

（利用料）

第8条 事業の利用料は、無料とする。ただし、歩行訓練において生じる利用者（前条の規定により利用決定の通知を受けた申請者をいう。）及び歩行訓練士に係る公共交通機関の運賃、施設の利用料等は、利用者が負担するものとする。

（利用決定の取消し）

第9条 福祉事務所長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第7条の規定による利用の決定を取り消すことができる。

- (1) 第4条に規定する対象者でなくなったとき。

(2) 死亡したとき。

(3) その他利用申請に際し虚偽の申請をした等不正行為が認められたとき。

2 福祉事務所長は、前項の規定による取消しを行うときは、岩倉市視覚障がい者歩行訓練事業利用取消通知書（様式第3）により利用者に通知するものとする。

（業務報告書の提出）

第10条 受託事業者は、当該利用者の歩行訓練を完了したときは、当該歩行訓練を完了した日の属する月の翌月10日又は当該歩行訓練の申請のあった年度の3月31日のいずれか早い日までに岩倉市視覚障がい者歩行訓練事業業務報告書（様式第4）を福祉事務所長に提出するものとする。

2 第5条第4項の規定により、事業の実施期間を延長したときは、受託事業者は、当該歩行訓練を完了した日の属する月の翌月10日又は当該歩行訓練を完了した年度の3月31日のいずれか早い日までに岩倉市視覚障がい者歩行訓練事業業務報告書を福祉事務所長に提出するものとする。

（報告又は調査）

第11条 福祉事務所長は、事業の適正な運営を図るため、受託事業者に対し必要に応じて実施状況の報告を求め、又は調査を行うことができるものとする。

（受託事業者への支払）

第12条 福祉事務所長は、受託事業者から当該事業に係る費用の請求があったときは、内容を審査した上で、当該事業に要した額を支払うものとする。

（個人情報の保護）

第13条 受託事業者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。）その他関係法令等を遵守し、職務上知り得た利用者及びその家族（次項において「利用者等」という。）の個人情報を保護するため、必要な措置を講じなければならない。

2 受託事業者は、利用者等について知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、当該情報を、当該事業以外で利用し

てはならない。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるものほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1（第6条関係）

岩倉市視覚障がい者歩行訓練事業利用申請書

岩倉市福祉事務所長 殿

岩倉市視覚障がい者歩行訓練事業の利用について、次のとおり申請します。

申請年月日 年 月 日

申請者	フリガナ	生年月日	
	氏名		
住 所		電話番号	
フリガナ		生年月日	
対象者氏名		申請者との続柄	
身体障害者手帳	第 号 種 級		
申請理由			
利用予定回数			
訓練の内容	※訓練の経路等について具体的に記入してください。		
本人同意	申請書の内容を受託事業者に提供することに同意します。 氏名		

様式第2（第7条関係）

第 号

年 月 日

様

岩倉市福祉事務所長

岩倉市視覚障がい者歩行訓練事業利用決定・却下通知書

年 月 日付けで申請のあった岩倉市視覚障がい者歩行訓練について、次のとおり決定・却下したので通知します。

1 申請者等

申請者	利用者番号		
	フリガナ		
	氏名	生年月日	
	住所		
フリガナ		生年月日	
対象者氏名		続柄	

2 決定

派遣期間		派遣歩行 訓練士名	
訓練の内容			

3 却下

却下理由	
------	--

不服申立て及び取消訴訟

- この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岩倉市長に対し審査請求をすることができます。
- この処分について不服があるときは、1の審査請求のほか、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岩倉市を被告として（訴訟において岩倉市を代表する者は、岩倉市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、前項の審査請求をしたときは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第3（第9条関係）

第 号
年 月 日
様

岩倉市福祉事務所長

岩倉市視覚障がい者歩行訓練事業利用取消通知書

岩倉市視覚障がい者歩行訓練事業実施要綱第8条の規定により、視覚障がい者歩行訓練の利用決定を下記のとおり取り消したので通知します。

記

1 取消の理由

不服申立て及び取消訴訟

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岩倉市長に対し審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岩倉市を被告として（訴訟において岩倉市を代表する者は、岩倉市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、前項の審査請求をしたときは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第4（第10条関係）

岩倉市福祉事務所長 殿

年 月 日

受託事業者名

所在地

岩倉市視覚障がい者歩行訓練事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で決定された岩倉市視覚障がい者歩行訓練事業について、次のとおり事業を実施しましたので報告します。

利用者確認欄	次のとおり歩行訓練を行いました。 確認日： 年 月 日 確認者：	
訓練の内容	※具体的に記入してください。	
業務従事日時	第1回	年 月 日 時 分 ~ 時 分
	第2回	年 月 日 時 分 ~ 時 分
	第3回	年 月 日 時 分 ~ 時 分
	第4回	年 月 日 時 分 ~ 時 分
	第5回	年 月 日 時 分 ~ 時 分
	第6回	年 月 日 時 分 ~ 時 分
	第7回	年 月 日 時 分 ~ 時 分
	第8回	年 月 日 時 分 ~ 時 分
	第9回	年 月 日 時 分 ~ 時 分
	第10回	年 月 日 時 分 ~ 時 分
	第11回	年 月 日 時 分 ~ 時 分
	第12回	年 月 日 時 分 ~ 時 分
訓練の場所		
備考		